

小林斎場整備運営事業
実施方針

令和 5 年 3 月

大 阪 市

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定に関する事項	9
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 募集及び選定方法	10
2 募集及び選定の手順	10
3 入札参加者の資格等	13
4 提案書類の取扱い	20
5 審査及び選定に関する事項	21
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	23
1 責任分担に関する基本的な考え方	23
2 予想されるリスクと責任分担	23
3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	23
4 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	23
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	25
1 立地条件	25
2 整備対象施設の概要	26
第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	27
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	28
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	28
2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	28
3 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	28
4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置 ...	28
5 金融機関と本市の協議（直接協定）	28
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	29
1 法制上の措置	29

2 税制上の措置	29
3 財政上及び金融上の支援	29
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	29
1 議会の議決	29
2 都市計画決定	29
3 指定管理者としての指定	29
4 入札に伴う費用負担	29
5 本事業において使用する言語	30
6 情報公開及び情報提供	30
7 本事業に関する問合せ先	30

資料1 事業予定地・通行禁止エリア位置図

資料2 リスク分担表

様式1 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問意見書

様式2 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する個別対話申込書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

小林斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者等の名称

大阪市長 松井 一郎

(3) 本事業の目的

大阪市（以下「本市」という。）では、市内に5つの斎場（瓜破斎場、北斎場、小林斎場、鶴見斎場、佃斎場）を設けており、これまで、老朽化の著しい斎場について、順次施設の整備・更新を図ってきた。

斎場は、故人への最後のお別れを厳粛に行う場として必要不可欠なものであり、継続的かつ安定的な運営、及び火葬想定件数の推移など今後考えられる社会変化への対応等も踏まえ、計画的に斎場整備を進めていく必要がある。

このような背景のもと、本市は令和3年6月に「大阪市立斎場整備事業基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、5つある斎場のうち小林斎場を最初の整備対象として決定するとともに、今後の事業推進に係る考えを「小林斎場整備事業基本構想」としてとりまとめた。

本事業は、基本構想を踏まえながら、新たな施設の設計・建設・維持管理・運営、既存施設の解体について民間事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫を最大限に活用することで、以下2点の事業の目的の達成を目指すものである。

なお、PFI手法を導入することによる効果を最大限に活かすため、維持管理企業及び運営企業のノウハウを施設整備段階でも発揮すること、設計企業、建設企業及び工事監理企業のノウハウを維持管理・運営業務にも発揮すること等、各業務段階で事業者内の企業間で関わりあう仕組みや、代表企業等がSPC内各企業を統括し、事業全体をマネジメントする仕組み等についての提案を期待する。

① 火葬需要の変化に対応した継続的かつ安定的な斎場の運営

斎場は、その経営主体が原則として地方公共団体等に限定されるなど、特に高い公共性及び公益性が要求される施設である。斎場運営に当たっては、本市において年々増加している火葬需要に対応し、継続的かつ安定的に市民等の利用に供することが必要となる。斎場経営の永続性及び非営利性を確保しながら、施設の設計・建設及び維持管理・運営において民間活力を十分に活用することにより、利用者に対するより質の高いサービスの提供を実現する。

② 故人との最後のお別れの間としてふさわしい施設の整備・運営と財政負担軽減の両立

民間のノウハウを活用することで、利用者がゆったりと安心して使用でき、安らぎを感じることでできる落ち着きのある空間とするなど、故人との最後のお別れの間としてふさわしい施設として整備・運営を行うとともに、利用者にとって利便性が高い施設とする。なお、告別や収骨等の火葬業務についても安定して質の高いサービスを提供する。また、施設の設計・建設から維持管理・運営が効果的、効率的に行われることで財政負担の軽減を図る。

なお、上記の目的を達成するにあたっては、以下の2点について十分に配慮する。

<施設周辺における地域環境への配慮>

斎場施設は、排煙、悪臭、騒音、振動等の発生が懸念されることから、これらの環境公害を防止するために様々な観点から有効な措置を講じる中で、周辺の地域環境に十分に配慮した施設とする。

<地球環境への配慮>

本市は、持続可能なまちづくりを進めており、SDGs（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）の達成に向けて取り組んでいる。本施設においても持続可能なまちづくりの実現に向けた再生可能エネルギーの活用や省エネルギーに配慮した施設整備を行う。

【基本構想における基本的な考え方】

本市斎場整備における基本的な考え方として次のとおりとするとともに、各斎場にかかる整備については個々の特性も加味したうえ、検討を行うこととします。

- ・現機能の維持・回復だけを目的とした単なる改修ではなく、検討時点及び将来の需要を見据えた整備内容とする
- ・従来のニーズだけでなく、時代の変遷に伴う市民のニーズをできる限り反映させ、来場者に寄り添い、安心感のある施設づくりを心掛ける
- ・周辺環境との調和を図ったデザインや、質感等にも配慮した施設づくりとする
- ・竣工直後の短期間だけを考えるのではなく、メンテナンス作業の容易性や、ライフサイクルコスト等、建物の存命期間を念頭に入れた設計とする
- ・今後の火葬件数の推移等によっては施設の拡張等も起こりえるため、敷地内に対応可能地を設けておくことが望ましい

【基本構想に基づく整備方針】

葬送を行う斎場は、故人との最後のお別れの間として、利用者の生活に深い関わりを持つ重要な施設であるとともに、故人の死を受け入れる場でもあります。

このことから斎場の整備については、効率だけを重視したものではなく、利用者がゆったりと安心して使用でき、やすらぎを感じることもできる、落ち着いた空間として整備する方針とします。また、整備にあたり留意する点として、次の事項をあわせて配慮することとします。

ア) 高効率公害防止設備を備え、周辺の住環境に悪影響を与えない施設

近年の技術進歩に伴い低公害化は着実に進んでおり、新たに整備する斎場については、排気ガスに含まれるダイオキシン類やばいじんの低減など、環境性能に優れた火葬炉及び公害防止設備を導入することとします。

イ) 来場者にご利用いただきやすい施設

新たに整備を行う際は、機能向上を行うとともに分かりやすい動線やユニバーサルデザインへの配慮など、来場者の誰もがご利用いただきやすい施設とします。

ウ) 現代の葬儀ニーズに対応できる施設

火葬のみを実施する「直葬」と言われる葬儀形式が増加しているなど、葬儀のニーズも変化しており、整備時にはそのような葬儀ニーズにも対応できる機能の導入を検討します。

エ) 周辺環境との調和を図った、地域に受け入れていただける施設

周辺環境との調和及びご利用者や近隣にお住まいの方々に受け入れていただけるよう、建物の質感や配色、敷地外からの外観及び緑化等に配慮します。

オ) 災害に対応した施設

市立斎場は、南海トラフ地震などの大規模な災害が発生した場合に、通常の火葬に加え、災害により犠牲となった方のご遺体について、大阪府及び近隣自治体と連携して広域火葬に対応する等、災害時において非常に重要な役割を担うこととなります。ご遺体をできるだけ速やかに火葬することは、被災されたご遺族の心理的回復に強く影響することからも、災害時においてできる限り斎場の被害を最小限に留め、早期に火葬執行を再開することが求められます。

本市域については、南海トラフ地震による津波の襲来や、記録的短時間大雨情報に該当するような大雨により河川氾濫等が発生した場合、浸水による被害が想定されています。

新たに整備を行う際は、電気室等各設備の最適配置や自家発電施設の設置を検討し、災害リスクを低減した施設とします。

カ) 地球環境に配慮した施設

本市は、地球環境に貢献する環境先進都市を目指し、環境施策を推進し、地球環境への貢献を果たすこととしています。市立斎場においても、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取組を推進します。

(4) 本事業の概要

① 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者である本市が事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設・工事監理業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、本施設の維持管理・運営業務を行うとともに、新斎場の供用開始後に現斎場の解体・撤去業務を行う方式により実施する。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 30 年 3 月 31 日までとする。

③ 事業期間終了時の措置

事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。

なお、事業者は、事業期間終了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間終了日の 2 年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

(5) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲となる施設は、小林斎場（以下の①に掲げるもの。以下「本施設」という。）とする。

① 小林斎場

＜必須施設＞

- i) 火葬施設
- ii) i) に附帯する設備及び什器備品
- iii) 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等）
- iv) i) から iii) までに掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物

必須施設については、「公の施設」として整備費及び維持管理・運営費をサービス対価として、本市が負担する。光熱水費は、サービス対価とは別に、本市が負担する。

＜提案施設＞

必須施設との連携・相乗効果が見込める施設。設置を義務付けるものではなく、事業者の提案によるものとする。

提案施設は、事業者の提案する施設として、整備費及び維持管理・運営費を事業者が負担し、その上で条例等に定める金額以上の使用料（事業者が提案する金額）を事業者が本市へ支払うものとする。ただし、運営収入を伴わない提案施設（キッズコーナー、コインロッカー（料金返却式）等）はこの限りではない。

なお、提案施設における自動販売機や飲食・物販販売等による売上金は事業者の収入とする。

② 既存施設（現小林斎場）

また、本事業では、上記施設（必須施設・提案施設）の整備に加え、既存施設の解体・撤去（アスベスト対策を含む。）を行うものとし、解体・撤去にかかる費用はサービス対価として、本市が負担する。

本事業におけるサービス対価、運営収入の対象については表 1-1 のとおりとする。

表 1-1 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象

機能	施設整備	維持管理	運営	光熱水費	使用料 (事業者から市への支払い)
本施設	●	●	●	■	なし
既存施設 (解体)	●	●	●	■	なし
提案施設 (運営収入のないもの)	●	●	●	■	なし
提案施設 (運営収入のあるもの)	▲	○	○	○	あり
提案施設 ※本施設と別棟とする場合 (運営収入のあるもの)	○	○	○	○	あり

●…サービス対価に含まれるもの

■…サービス対価に含めず、本市が負担するもの

○…独立採算事業として、原則として運営収入により賄うもの（事業者負担）

▲…施設整備費の内、躯体、設備配管・配線等はサービス対価に含まれるものとし、それ以外の費用（内装、備品、空調機器、衛生機器、照明器具等）は、独立採算事業として、原則として運営収入により賄うもの。

なお、本事業の業務（提案施設は除く）の範囲は次のとおりとする。

① 設計業務

- i) 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査等を行うこと。）
- ii) 設計業務
- iii) 各種申請等業務
- iv) その他設計上必要な業務

② 建設・工事監理業務

- i) 建設業務
- ii) 火葬炉設置業務
- iii) 備品等整備業務
- iv) 工事監理業務
- v) 利用者・歩行者等への安全対策業務
- vi) 既存施設の解体・撤去業務
- vii) 環境保全対策業務
- viii) 所有権移転業務
- ix) 稼働準備業務
- x) その他建設・工事監理上必要な業務

③ 維持管理業務

- i) 建築物保守管理業務
- ii) 建築設備保守管理業務
- iii) 火葬炉保守管理業務
- iv) 植栽・外構維持管理業務
- v) 清掃業務
- vi) 環境衛生管理業務
- vii) 備品等管理業務
- viii) 警備業務
- ix) 残骨灰、集じん灰の管理業務
- x) 事業終了時の引継ぎ業務
- xi) 修繕業務（※１）
- xii) その他維持管理上必要な業務

（※１）建築物、建築設備に係る大規模修繕（建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成５年版）の記述に準ずる。))は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。

④ 運営業務

- i) 予約受付業務
- ii) 斎場使用許可業務
- iii) 火葬簿等作成業務
- iv) 使用料等徴収業務（※２）
- v) 利用者受付業務
- vi) 棺受入・告別業務
- vii) 収骨業務
- viii) 遺体預かり業務
- ix) 火葬炉運転業務
- x) 式場関連業務
- xi) 待合関連業務
- xii) 証明書発行業務
- xiii) その他運営上必要な業務

（※２）斎場使用料及び証明書発行手数料の徴収等の業務については、別途事業者から委託を受け、当該業務を実施する企業と委託契約を締結するものとする。

(6) 事業者の収入

① 本市からのサービスの対価

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後、事業期間終了時までの間に支払う。サービスの対価は、設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

なお、本施設は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付けており、使用料等は市の収入とする。

② 提案施設による収入

飲食・物品販売・自動販売機等、収益事業に係る提案施設による売上金は事業者の収入とする。

(7) 事業者の負担

① 使用料

事業者は、収益を目的とした提案施設の設置に伴う使用料を本市に支払うこと。使用料については、大阪市財産条例（昭和 39 年 3 月 19 日 条例第 8 号）及び大阪市財産規則（昭和 39 年 4 月 1 日 規則第 17 号）の定めるところにより算出した使用料以上で、事業者が提案する金額を支払うものとする。

② 光熱水費

事業者は、提案施設の設置に伴う光熱水費を本市に支払うこと。

なお提案施設の設置にあたっては、本施設とは別途、光熱水費に係る子メーターを設置し使用量を計測すること。

(8) 光熱水費の負担

提案施設を除く本施設の維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費は、サービス対価とは別に、本市が負担する。可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

(9) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

事業契約締結	令和6年2～3月
事業期間	令和6年4月1日～令和30年3月31日
設計・第1期建設期間 (小林斎場(什器備品含む)の整備)	令和6年4月1日～令和10年1月31日まで
施設引渡し日(第1期)	令和10年1月31日まで
開業準備期間	令和10年3月31日まで
供用開始日(第1期)	令和10年4月1日
第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構等の整備)	＜外構等の整備＞ 第1期建設期間終了後～令和11年3月31日まで ＜既存施設の解体・撤去＞ 供用開始日(第1期)～令和11年3月31日まで
施設引渡し日(第2期)	令和11年3月31日まで
供用開始日(第2期)	令和11年4月1日
維持管理期間	施設引渡し日(第1期)～令和30年3月31日
維持管理期間(植栽・外構維持管理業務)	施設引渡し日(第2期)～令和30年3月31日
運営期間	供用開始日(第1期)～令和30年3月31日

(10) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり関係法令（関連する政令、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定の基本的な考え方

本市は、本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定の手順

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、可能な限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を、評価の内容と併せて、本市ホームページにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定は、サービスの対価の額に加え、設計、建設及び工事監理に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札により行うものとする。

また、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和5年1月5日（木）	実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表
令和5年1月27日（金）	実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問受付締切
令和5年2月9日（木） ～2月10日（金）	実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する個別対話の実施
令和5年3月上旬	実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・回答の公表
令和5年3月上旬	実施方針の公表
令和5年3月中旬	特定事業の選定及び公表
令和5年6月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和5年6月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和5年7月中旬	入札説明書等に関する第1回質問回答の公表
令和5年8月上旬	参加表明書及び資格確認申請書の受付締切
令和5年8月下旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和5年9月上旬	資格審査結果の通知
令和5年9月中旬	入札説明書等に関する第2回質問回答の公表
令和5年10月上旬	入札及び事業提案書に係る書類の受付締切
令和5年12月上旬	落札者の決定及び公表
令和6年1月中旬	基本協定の締結
令和6年2月上旬	仮事業契約の締結
令和6年2～3月	事業契約の締結（市会の議決）

(2) 事業者の募集手続等

＜入札公告前の募集手続等＞

① 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- i) 受付期間 実施方針（案）公表の日～令和 5 年 1 月 27 日（金）午後 5 時
- ii) 受付方法 「実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問意見書」（様式 1）に必要事項を記載の上、第 8 の 7 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

② 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する個別対話の実施

本市及び事業者が十分な意思疎通を図ることによって、事業者が本事業の趣旨や本市の要求水準意図を理解することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。なお、個別対話の内容は、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者又は意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

実施方針（案）、要求水準書（案）に関する個別対話は、以下の予定で実施する。

- i) 実施期間 令和 5 年 2 月 9 日（木）～令和 5 年 2 月 10 日（金）
- ii) 申込期間 実施方針（案）公表の日～令和 5 年 1 月 27 日（金）午後 5 時
- iii) 申込方法 「実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する個別対話申込書」（様式 2）に必要事項を記載の上、第 8 の 7 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

③ 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答

本市は、実施方針（案）に関する質問及び意見への回答を令和 5 年 3 月上旬に本市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者又は意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者又は意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

④ 実施方針の公表

本市は、実施方針（案）に寄せられた質問及び意見の内容を踏まえ、実施方針を令和 5 年 3 月上旬に本市ホームページにおいて公表する。

⑤ 特定事業の選定及び公表

本市は、実施方針の公表後、特定事業の選定を行った場合は、令和 5 年 3 月中旬に、本市ホームページにおいて公表する。

<入札公告以降後の募集手続等>

① 入札の公告、入札説明書等の公表

本市は、特定事業の選定を踏まえ、令和 5 年 6 月上旬に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ホームページにおいて公表する。

② 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第 1 回の質問の受付期間は、入札説明書等の公表の日から令和 5 年 6 月中旬までを予定している。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

③ 参加表明書及び資格確認申請書の受付

本事業への参加表明書及び資格確認申請書を、入札説明書等の公表の日から令和 5 年 8 月上旬までに受け付ける。

受付に必要な書類は、入札説明書等において示す。

④ 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第 2 回の質問の受付期間は、入札説明書等に関する第 1 回質問の回答公表から令和 5 年 8 月下旬までを予定している。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

⑤ 入札及び事業提案書に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した事業提案書類を令和 5 年 10 月上旬に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。

⑥ 落札者の決定及び公表

令和 5 年 12 月上旬に落札者を決定し、本市ホームページにおいて公表する。

(3) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も本市の財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページにおいて公表する。

(4) 本事業の実施に関する協定等

本市は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、次に示す協定等を落札者との間で締結する。なお、詳細については入札公告時に示す。

① 基本協定

本市は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 事業契約

本市は、基本協定の定めるところにより、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）と本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、大阪市会の議決を経た後に、本契約を締結する。SPC は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

3 入札参加者の資格等

(1) 入札参加者の構成

① 入札参加者は、次の i)～vii) に掲げる企業を含む複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とすること。

- i) 火葬炉を除く本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）
- ii) 火葬炉を除く本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）
- iii) 本施設の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
- iv) 火葬炉の設計及び製作、設置を行う企業（以下「火葬炉企業」という。）
- v) 火葬炉の保守管理及び運転を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）
- vi) 本施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
- vii) 本施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）

- ② 代表企業又は構成企業が実施しない業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。
- ③ 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。
- ④ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時までに設立すること。
- ⑤ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担すること。
- ⑥ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とすること。
- ⑦ 代表企業、構成企業及び協力企業は、業務を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、資金、信用等を備えた者であること。また、第 2 の 3 (2) に掲げる要件を満たすこと。
- ⑧ 代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計企業、建設企業、工事監理企業、火葬炉企業、火葬炉運転企業、維持管理企業及び運営企業（SPC から各業務を受託する者）は、第 2 の 3 (3) から (9) に掲げる要件を満たすこと。
なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。
- ⑨ ただし、建設企業、火葬炉企業及びこれらと資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理企業を兼務することはできない。この場合、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

(2) 入札参加者及び協力企業の資格（各業務共通）

入札参加者及び協力企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置期間中の者でないこと。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置期間中の者でないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当していないこと。
- ④ 法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税・事業税及び市町村民税を滞納していないこと。また、本店所在地にて固定資産税を滞納していないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

- ⑥ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けていないこと。
- ⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、本市の再審査を受け、入札参加資格を有する場合を除く。
- ⑩ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算の申立てがなされていないこと。
- ⑪ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申し立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、本市の再審査を受け、入札参加資格を有する場合を除く。
- ⑫ PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- ⑬ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていないこと。
- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加していないこと。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、又は協力することは可能である。
- ⑮ 各々別の入札参加グループで入札に参加しようとする企業の 2 者が次のいずれかの関係に該当する場合は、別の入札参加者及び協力企業として参加することは出来ないものとする。

i) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 社の場合

- a 親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 号の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の 2 号の規定による子会社。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ii) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 社の場合

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は

民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ただし、a については、会社の一方が構成会社または民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

iii) 以下のいずれかに該当する 2 社の場合

- a 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- b 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
- c 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
- d 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である

iv) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

⑩ 過去において、以下の行為をした者でないこと。

- i) 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ii) 本市が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
- iii) 本市と落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- iv) 本市の監督又は検査（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定によるもの）の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
- v) 本市との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

⑪ 以下に示す暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。

- i) 役員等（代表権を有する役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
- ii) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- iii) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と

認められる者。

iv) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

v) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑱ 法務省が定める「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。

⑲ 入札参加者及び協力企業のすべてが、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。

⑳ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・株式会社建設技術研究所
- ・竹澤建築設計工房
- ・シリウス総合法律事務所
- ・永井公認会計士事務所

㉑ 第2の5の(2)に記載の大阪市PFI事業検討会議のメンバーと資本面又は人事面において関連がないこと。なお、実施方針(案)公表日以降に、本事業に関わって、当該メンバーに接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

(3) 設計企業の資格

設計企業は、次に掲げる要件を満たすこと。複数の設計企業で実施する場合は、全ての企業が①～②の要件を満たし、いずれかの企業が③の要件を満たすこと。

① 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

② 入札参加表明書を提出する時点で、大阪市入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に「300 建築設計・監理(登録部門:301 一級)」で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、「(11) 入札参加資格要件の確認基準日」で示す期間内に本事業の入札参加資格確認の申請を行うこと。

- ③ 平成 20 年 4 月 1 日以降に、官公庁が発注した延床面積（新築、改築、増築部分の面積）1,000 m²以上の公共施設の実施設計業務について履行を完了した実績を有すること。

(4) 建設企業の資格

建設企業は、次に掲げる要件を満たすこと。複数の建設企業で実施する場合は、全ての企業が①～②の要件を満たし、いずれかの企業が③～④の要件を満たすこと。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 入札参加表明書を提出する時点で、大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に「020 建築工事一式」で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、「(11) 入札参加資格要件の確認基準日」で示す期間内に本事業の入札参加資格確認の申請を行うこと。
- ③ 平成 20 年 4 月 1 日以降に、官公庁が発注した延床面積（新築、改築、増築部分の面積）1,000 m²以上の公共施設の建築一式工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績も認めるものとする。
- ④ 建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が少なくとも 1 者は 1,100 点以上であること。なお、入札参加資格の資格確認基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。また、入札参加資格の資格確認基準日において、経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと。

(5) 工事監理企業の資格

工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすこと。複数の工事監理企業で実施する場合は、全ての企業が①～②の要件を満たし、いずれかの企業が③の要件を満たすこと。

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 入札参加表明書を提出する時点で、大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に「300 建築設計・監理（登録部門：301 一級）」で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、「(11) 入札参加資格要件の確認基準日」で示す期間内に本事業の入札参加資格確認の申請を行うこと。

- ③ 平成 20 年 4 月 1 日以降に、官公庁が発注した延床面積（新築、改築、増築部分の面積）1,000 m²以上の公共施設の建築一式工事に係る工事監理業務について履行を完了した実績を有すること。

(6) 火葬炉企業の資格

火葬炉企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 平成 20 年 4 月 1 日以降 に、官公庁が発注した火葬炉を納入・設置した実績のある者であること。
- ② 入札参加表明書を提出する時点で、大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に「100 タイル・れんが・ブロック工事」で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で 本入札に参加を希望する者は、「(11) 入札参加資格要件の確認基準日」で示す期間内に本事業の入札参加資格確認の申請を行うこと。
- ③ 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

(7) 火葬炉運転企業の資格

火葬炉運転企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 入札参加表明書を提出する時点で、大阪市入札参加有資格者名簿（物品・委託）に「13 その他代行（大分類）26 その他（中分類）」で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、「(11) 入札参加資格要件の確認基準日」で示す期間内に本事業の入札参加資格確認の申請を行うこと。
- ② 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

(8) 維持管理企業の資格

維持管理企業は、次に掲げる要件を満たすこと。複数の維持管理企業で実施する場合は、全ての企業が①～②の要件を満たすこと。

- ① 入札参加表明書を提出する時点で、大阪市入札参加有資格者名簿（物品・委託）に「01 建物等各種施設管理（大分類）02 機械設備等保守点検（中分類）」で登録があること。ただし、「(11) 入札参加資格要件の確認基準日」で示す期間内に名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、本事業の入札参加資格確認の申請を行うこと。
- ② 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

(9) 運営企業の資格

運営企業は、次に掲げる要件を満たすこと。複数の運営企業で実施する場合は、全ての企業が①～②の要件を満たすこと。

- ① 入札参加表明書を提出する時点で、大阪市入札参加有資格者名簿（物品・委託）に「13 その他代行（大分類）26 その他（中分類）」で登録があること。
ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、「(11) 入札参加資格要件の確認基準日」で示す期間内に本事業の入札参加資格確認の申請を行うこと。
- ② 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

(10) SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を本市内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

(11) 入札参加資格要件の確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出期限の日とする。ただし、提出期限後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しない場合がある。

(12) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業は変更してはならない。ただし、構成企業及び協力企業については、資格、能力等において支障がないと本市が判断した場合には、追加又は変更を可能とする。

4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査及び算定

主な内容は、次のとおりとする。

審査項目	審査内容
資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務（火葬炉含む）の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査
価格評価点の算定	入札価格に対する価格評価点の算定

(2) 大阪市 PFI 事業検討会議の設置

本市は、落札者等の選定にあたり、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うため、学識経験者等で構成される「大阪市 PFI 事業検討会議」（以下「検討会議」という。）において意見聴取を行うこととする。検討会議のメンバーは、次のとおりである。

なお、本事業に入札参加しようとする者やそれと見なせる団体等が、検討会議のメンバーに対して、実施方針（案）公表日以降に、本事業に対する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

（五十音順、敬称略）

氏 名	所属・役職
市川 裕子	弁護士
佐野 修久	大阪公立大学大学院 都市経営研究科 教授
武田 史朗	千葉大学大学院 園芸学研究院 教授
西 貢平	公認会計士
槇村 久子	京都女子大学 宗教・文化研究所 名誉教授

(3) 審査の手順及び方法

① 参加資格審査

本市は、入札参加者が参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

② 提案審査

本市は、検討会議において意見聴取を行ったうえで、入札参加者からの提案書について、事業遂行能力、提案価格その他の内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

③ 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に提示する。

④ 審査結果

本市は、審査結果を市ホームページで公表する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料2に示す「リスク分担表」のとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等において改めて提示する。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法の詳細については入札公告時に示す。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

4 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、本市はモニタリングを行い、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認する。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの費用の負担

本市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、本市が行う作業等に必要となる費用は、本市の負担とする。

(5) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映することとし、要求水準書に示されたサービス水準を一定程度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

本施設の対象施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

(1) 事業予定地

大阪市大正区小林東3丁目12番8号

(2) 敷地面積

約 5,647 m²

(3) 用途地域

第一種住居地域

建蔽率 80%、容積率 200%

(4) その他域地区

準防火地域

(5) 接道状況

東側：市道大正区第 8054 号線（幅員約 11.0m）

南側：市道大正区第 8027 号線（幅員約 6.0m）

(6) インフラ

給水：東側に給水管あり

排水：東側及び南側に下水管あり

都市ガス：東側及び南側に都市ガス管あり

電気：事業予定地周辺に地中送配電設備はない。

2 整備対象施設の概要

本事業で計画している施設の概要は、次のとおりである。なお、施設構成、設計要件等の詳細については、別途公表する要求水準書（案）において提示する。

表 4-1 整備概要

	項 目		内 容
必須施設	火葬 部門	利用者 使用施設	風除室、告別室・収骨室、遺体安置室
		職員 使用施設	火葬炉、制御室、排ガス設備機械室、残骨・飛灰処理スペース、残骨・飛灰保管室、遺骨保管室、倉庫、台車置き場
	式場部門		式場、遺族控室、宗教関係者控室
	待合部門		待合ロビー、授乳室、給湯室、利用者用更衣室等
	管理部門		事務室、職員休憩室（更衣室、給湯室）、救護室 ガバナ室、電気室、機械室、倉庫、自家発電機室
	その他共用部等		エントランスホール、利用者用トイレ等
	外部施設ゾーン		車寄せ（霊柩車、利用者用（普通車、マイクロバス）、業者用等、目的別に整備）、メンテナンス車路
	外構等		駐車場、駐輪場、植栽、塀・フェンス、等
提案施設	—		（例）カフェ、売店、自動販売機コーナー キッズコーナー、コインロッカー等

なお、解体・撤去の対象とする既存施設の概要は、次のとおりである。

表 4-2 解体・撤去対象施設の概要

開設年月	大正 2 (1913) 年 6 月
改修年月	昭和 54 (1979) 年 5 月 (延床 834 m ²) 昭和 55 (1980) 年 6 月 (延床 307 m ²) ※ 式場及び管理棟の新設に伴い増築 平成 5 (1993) 年 3 月 (延床 151 m ²) ※ 火炉の更新に伴い増築
敷地面積	5,647 m ²
建築面積	1,299.83 m ²
延床面積	1,292.45 m ²
建物構造	平屋建 鉄筋コンクリート造
火葬炉数	10 炉
公害防止設備	再燃焼炉 サイクロン式集塵装置 触媒装置
火葬炉使用燃料	白灯油
式場数	2 室
駐車場	普通車 25 台 バス 2 台
火葬件数	16 件／日
遺体預り件数	2 件／日

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を講じるものとする。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

また、事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

なお、事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

3 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

なお、事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力その他本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定の期間内に上記の協議が整わないときは、本市又は事業者は、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより事業契約を解除することができるものとする。

なお、本市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。

不可抗力の定義については、入札公告時に示す。

5 金融機関と本市の協議（直接協定）

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。ただし、事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。ただし、事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、本事業の実施に係る債務負担行為の設定に関する議案を令和5年2月に、また、事業契約の締結に関する議案を令和6年2月に提出する予定である。

2 都市計画決定

本事業の実施にあたっては、建築基準法第51条の規定により都市計画において本施設の敷地の位置を決定している必要がある。

そのため、本市は、基本協定の締結までに本施設の都市計画決定について大阪市都市計画審議会に諮る予定であるが、同審議会において本施設の位置が認められない場合には、本市は落札者と基本協定を締結せず、また、落札者の設立したSPCと事業契約を締結しない。

3 指定管理者としての指定

本施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付けられているものであるため、選定された事業者については同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

4 入札に伴う費用負担

本事業の入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

6 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページにより行う。

本市ホームページアドレス：

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000566916.html>

7 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

大阪市環境局総務部施設管理課斎場グループ

住 所：〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号（あべのルシナス 13 階）

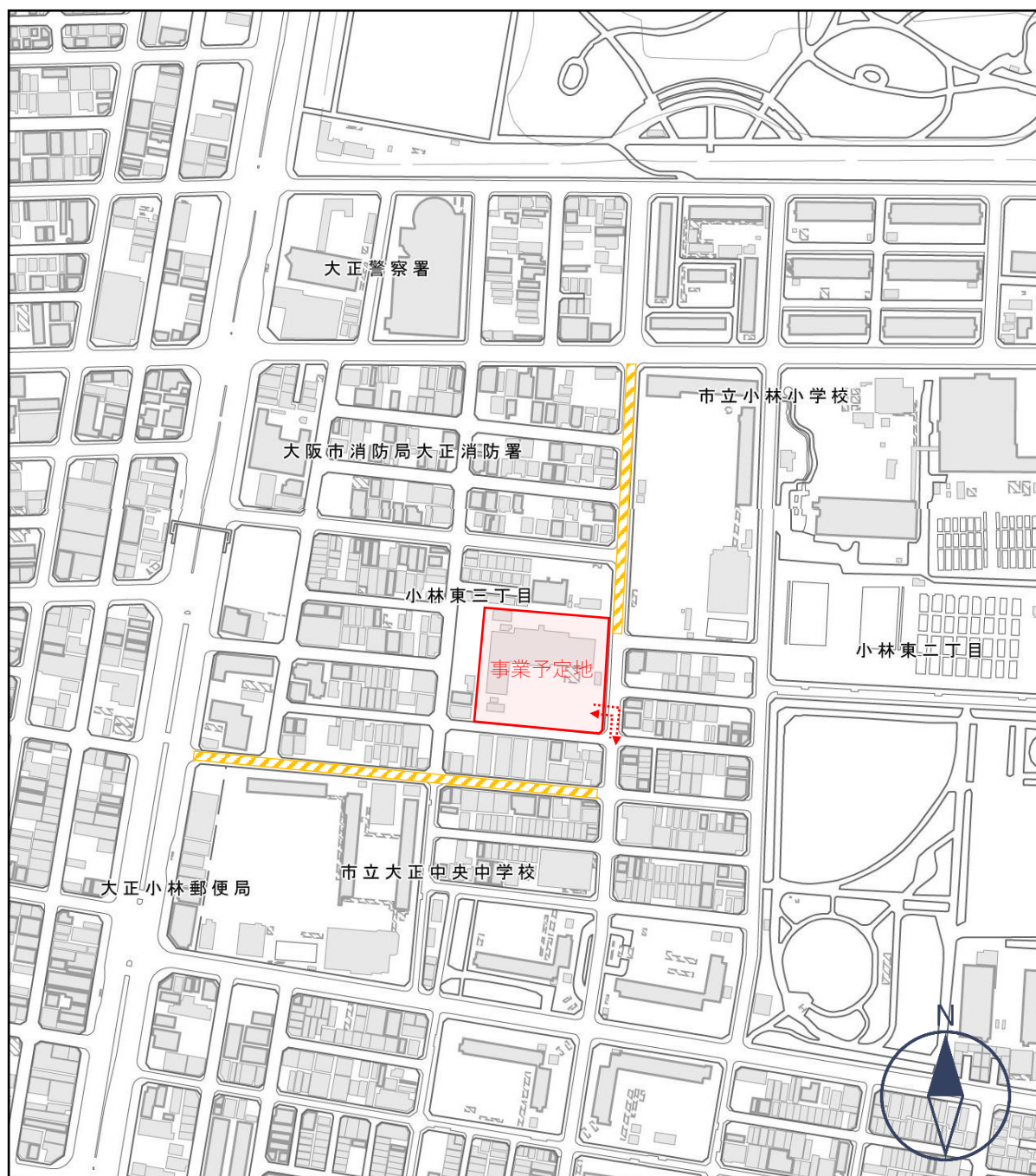
電 話：06-6630-3137

F A X：06-6630-3580

E-mail：kankyou-reiensaijou@city.osaka.lg.jp

資料1 事業予定地・通行禁止エリア位置図

- ・下図の斜線部は、通行禁止エリアとなるため、通行を避けること。
- ・事業予定地への出入りは事業予定地東側道路からを基本とし、事業予定地南方向からの左折入場及び事業予定地南方向への右折退場を徹底すること。



出典：国土地理院 地理院地図

資料2 リスク分担表

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り又は変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	本市の事由による契約締結の遅延又は締結不能	●	
4		事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		●
5		PFI 契約に関する議会の議決が得られない場合や本施設の都市計画決定について大阪市都市計画審議会において認められない場合の契約締結の遅延又は締結不能	●	●
6	行政	本市の政策転換による事業開始遅延、事業中断、事業契約解除等	●	
7	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設、変更等		●
8		上記以外のもの（消費税制度の変更を含む。）	●	
9	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。）	●	
10		上記以外のもの		●
11	許認可 （制度変更は法制度リスクを含む）	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効		●
12		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
13		本市が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効	●	
14		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
15	公的支援制度 （制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む）	本市が得るべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
16		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
17	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
18		事業者が実施する業務に起因するもの		●
19	環境問題	調査、設計、建設、維持管理及び運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等に関する対応		●
20	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
21		本市の事由による第三者への賠償	●	
22		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
23	不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断又は中止に伴う設計、建設、維持管理及び運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲
24	金利変動	設計・建設期間（基準金利の確定時点まで）の金利変動	●	
25		維持管理・運営期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定		●
26	物価変動（※）	維持管理・運営開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	▲	●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
27		維持管理・運営期間中の急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	▲	●
28	資金調達	事業者の資金調達に関するもの		●
29	要求水準	事業者の実施する設計、建設及び維持管理業務の性能未達や瑕疵及び不履行によるもの		●
30		上記以外のもの	●	
31	インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
32		本市の事由によるもの	●	
33		供給元等の第三者の事由によるもの	●	
34	業務の一時中止	本市の事由による事業の一時中止	●	
35		事業者の事由による事業の一時中止		●
36	契約解除	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
37		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
38		法令変更等、両者の事由によらない事業契約解除に伴う損害	●	▲
39	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
40		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
41	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更等による設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延等	●	
42		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延等		●
43	地下埋設物	あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
44	土地の瑕疵	調査資料等で予見できることに関するもの		●
45		土地の瑕疵（あらかじめ想定し得ない土壤汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
46	設計・建設段階	用地の確保		●
47	工事費用増大（解体・撤去を含む）	提示条件の誤りや本市の追加指示等の本市の事由による工事費の増大	●	
48		事業者の見積の誤りや下請業者又は雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
49	工期遅延	本市の事由による工期の遅延	●	
50		事業者（下請業者を含む。）の事由による工期の遅延		●
51	計画変更	施設完成前に本市が発案した軽微な変更		●
52		施設完成前に本市が発案した追加的な費用負担を伴う変更	●	
53		施設完成後に本市が発案したレイアウト等の変更又は改修	●	
54	引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	●	
55		事業者の事由による施設の損害		●
56		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
57	工事監理	工事監理の不備によるもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
58	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
59	引渡し手続	施設の引渡しの手続に伴う諸費用に関するもの		●
60	維持管理・運営 費用増大 支払遅延 計画変更 供用開始の遅延 施設損害 施設瑕疵	本市の指示による維持管理・運營業務の変更等により発生する維持管理・運営費の増大	●	
61		事業者の計画や見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の増大（物価変動は除く。）		●
62		本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
63		本市の事由による事業実施条件の変更	●	
64		事業者の提案・要望による維持管理・運營業務の変更		●
65		本市の事由による供用開始の遅延	●	
66		事業者の事由による供用開始の遅延		●
67		本市の事由による施設の損害	●	
68		事業者の事由による施設の損害		●
69		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
70		建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
71	移管	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続の不備による損害		●

※物価変動等に一定以上の下落又は上昇があった場合には調整を行う。詳細な調整方法については、入札説明書にて示す。